

令和5年3月17日

衆議院議員 西村明宏先生

宮城県県中小企業団体中央会
会長 佐藤 勘三郎
宮城県中小企業政策推進協議会
会長 岩沼 徳 衛

商工中金改革に関する要望

日頃より、中小企業組合及び中小企業団体中央会の事業推進に関し、ご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

商工中金は、1936年に中小企業金融の円滑化を目的として、国と中小企業組合の共同出資により設立された組織であり、永年にわたり、組合と組合員である中小・小規模事業者の経営課題やニーズに寄り添った融資やサービスを提供することにより、組合及び組合員企業から高い評価を受けております。今般、中央会の下記の要望を取り込んで頂いた商工中金法改正法案が閣議決定されました。

つきましては、商工中金が地域の経済や国民生活を支える中小・小規模事業者の経営基盤の強化に絶対必要であることから、今国会において商工中金法改正法案を速やかに成立させて頂くことで、下記の中会の要望内容を実現して頂きたく、特段のご配慮を何卒お願い申し上げます。

記

1. 「中小企業による中小企業のための金融機関」を実現する観点から、政府保有株式を全部売却するとともに、商工中金の株主資格から政府を削除し、中央会等を追加して頂くこと。
2. その売却株の引受は、組合とその構成員である中小・小規模事業者及び中央会等中小企業支援機関に限定して頂くこと。
3. 危機対応業務を義務化して頂くこと。
4. 危機対応業務等に対応できるよう特別準備金、危機対応準備金は存置して頂くこと。
5. 中小・小規模企業と組合が強く要望する次の業務が可能となるよう銀行法と同レベルの業務範囲にして頂くこと。
 - ① 経営者保証によらない融資の拡大
 - ② 出資機能の拡大
 - ③ 組合が行う事業承継への取組の支援や組合員企業の事業承継支援の充実
 - ④ フィンテックなどの高度な金融サービスの提供
 - ⑤ DX、GX等の新規事業に関する専門人材の組合や組合員企業への派遣等